

がん診療連携拠点病院推薦意見書

東京都

■がん診療連携拠点病院の推薦にあたって

(1) 東京都がん診療連携拠点病院選考委員会の設置

東京都では「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」（以下「指針」という。）に基づき、都における地域がん診療連携拠点病院及び都道府県がん診療連携拠点病院の推薦施設を選定するに当たり、専門的見地からの助言を得るために、学識経験者、患者代表などから構成する「東京都がん診療連携拠点病院選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置し、審査・選考を行った。

(2) 東京都における選考基準

東京都では、指針に定められた必須要件を満たしているとともに、

①緩和ケアチームの設置、②相談支援体制の整備、③院内がん登録の実施、④特定機能病院を指定する場合は腫瘍センターの設置、⑤専門的ながん医療の提供、⑥地域の医療機関への診療支援・連携体制 を重要な評価項目とし、選考を行った。

特に、診療機能については、

- 5大がん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がん）に加え、子宮がん、血液がん等についても集学的治療が行えること。
- 放射線治療装置が設置されており、放射線診断・治療に関する専門的知識を有する医師が1人以上配置されていること。
- 外来抗がん剤治療室が設置されていること。
- セカンドオピニオンを提示する機能を持つこと。

等を東京都独自の評価基準とし、より専門的ながん医療が提供できる拠点病院を目指し、これらの基準をもとに総合的に評価を行い、東京都におけるがん診療連携拠点病院として選考した。

(3) 東京都における方向性

都では、①地域連携体制の構築、②緩和医療、③人材育成、④相談支援体制の充実、⑤がん登録について などの課題について積極的に取り組んでいくことにより、都におけるがん医療提供体制の一層の充実を図りたいと考えている。

具体的な取組としては、

- (1) がん診療連携拠点病院を中心とした地域連携クリティカルパスの整備を進め、がん診療連携拠点病院と地域の医療機関の連携を構築することにより、都内のがん医療水準の向上を図る。
- (2) 都道府県がん診療連携拠点病院を中心としたがん診療の専門性を高める研修や地域がん拠点病院を中心とした地域の診療機能を高める研修の実施など、がん拠点病院と連携し、がん診療に携わる医療従事者の育成に努める。
- (3) 早期からの緩和医療を適切に実施し、より質の高い緩和医療の提供ができる体制整備を図るため、がん拠点病院を中心とした地域連携を推進する。
- (4) 都拠点病院を中心に、相談支援センターの収集情報の標準化等を行うことなどで、相談の質の向上を図る。
- (5) 都拠点病院を中心に、拠点病院の院内がん登録データの分析・評価を実施するとともに、拠